



災害発生時の交通規制について



～緊急交通路～

1

地震等の大規模災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を行う緊急通行車両及び規制除外車両の通行を確保するため、緊急交通路が指定され、一般車両の通行はできなくなります。

災害発生時の円滑な応急対策の実施にご協力をお願いします。

第一次交通規制

災害発生直後は、現場警察官の交通規制により、被災地域への車両進入禁止や、緊急交通路を確保するための措置を実施します。

第二次交通規制

災害対策基本法に基づき、公安委員会による緊急交通路の指定を行い、緊急通行車両や規制除外車両の通行の確保及び一般車両の流入抑制等の交通規制を実施します。

緊急交通路予定路線

県内の高速道路
4路線

- ◎関越自動車道
- ◎上信越自動車道
- ◎北関東自動車道
- ◎東北自動車道

を緊急交通路指定
予定路線としてい
ます。



緊急通行車両・規制除外車両の 事前届出制度について



緊急通行車両とは？

緊急自動車その他災害応急対策に使用される車両です。
例) 指定行政機関等が行う避難勧告、被災者の救援・救助、施設の復旧、
緊急輸送等に使用される車両



規制除外車両とは？

大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって公安委員会が
通行を認めたもの
例) 医師・医薬品関係、重機運搬・道路整備等に使用される車両

なぜ事前に届け出るの？

災害発生時には申請が集中し混乱等が予想されるため、あらかじめ事前審査
を行い、災害発生時に標章の交付等の手続きを円滑に実施するために行います。

申請方法

平日午前8時30分～午後5時15分まで

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する方が、車両の使用本拠の
位置を管轄する警察署又は警察本部交通部交通規制課に申請して下さい。

制度に関する詳細はこちらをクリック



群馬県警察本部 交通部交通規制課
027(243)0110(代表)